

奈良医大附属病院における後発医薬品使用の取組み

奈良県立医科大学附属病院長 吉川公彦

奈良県立医科大学は、2007（平成19）年4月に、県の組織から公立大学法人に生まれ変わり、患者・県民の皆様のニーズに応える良質な医療サービスを提供しています。

公立大学法人は、法律に基づき6年ごとに法人の目標を定め、それを達成するための中期計画を策定することとされています。奈良医大では、2019（令和元）年度からの6年間の第3期計画において、『県内基幹病院として、地域医療の充実への貢献』等の使命を果たすため、様々な取組みを掲げています。

『医療費適正化の推進』もその一つであり、県民の健康を守る国民皆保険を将来にわたり維持するためには、県内基幹病院として『後発医薬品の使用割合の増加』に率先して取り組み、成果を出していく必要があります。

このような考えで、第3期計画では、2021（令和3）年度に使用割合を80%にする実現目標を掲げ、附属病院長の主導により薬剤部・各診療科が調整を重ねた結果、第3期計画前の2018（平成30）年度に41%であった使用割合を、2020（令和2）年度には71%まで大幅に向上させ、実現目標の達成に向け引き続き取り組んでいるところです。

現在、後発医薬品を巡っては、安全性に対する信頼が揺るぎ、メーカーの安定供給が損なわれている実態があります。これは極めて残念なことです。国は「骨太の方針2021」で、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保」を図ることとされています。この政府の方針の進捗を注視しつつ、歩を止めることなく、今できることに着実に取り組んでいくことが、県民の安全安心に責任を負う県内基幹病院として、県内医療を担う医療人を育成する機関として、重要な使命であると考えています。

奈良医大附属病院では、引き続き、各診療科、薬剤部、事務部門が一丸となって取り組んでまいります。県民の皆様や県内医療機関の皆様におかれましても、国民皆保険を守るための奈良医大の取組みにご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。